

特別支援教育とは何か

● コラム 私の“特別支援教育”

- 1 特別支援教育とは「概念の枠をはずす」ことです
- 2 特別支援教育は「連携する」ことです
- 3 特別支援教育は「子ども一人一人の教育的ニーズ」の把握が大切です
- 4 特別支援教育は「いじめや不登校などの解決」にも役立ちます

● 教育専門監 “松井の眼”

一人一人が輝くために

● 資料

平成18年度小・中学校におけるLD、ADHD等の児童生徒への教育的支援に関する体制整備の実施状況について（調査結果）

● コラム

私の“特別支援教育”

1 特別支援教育とは「概念をはずす」ことです

■ 概念の枠とは

これまでの「特殊教育」では、障害の比較的重い児童生徒に対して、弱視は盲学校、難聴は聾学校、知的障害などは養護学校と障害種に応じた学校で教育を行ってきました。また、障害の比較的軽い児童生徒に対しては、小・中学校の特殊学級や通級指導教室で手厚くきめ細かい教育をしてきました。

これは、障害のある児童生徒に障害に応じた専門性を提供するという大きな意味がありました。合わせて特殊学級や特殊教育学校は、幼児児童生徒が豊かな人間性や社会性を育むことができるように小・中学校、高等学校と交流学习を積極的に進めてきました。

このような中で、「特殊教育」は〇〇の障害があるので専門性のある〇〇学校や、〇〇特殊学級で教育を受けるという**特別な場**でなされる教育という**概念の枠**が自然にできてしまいました。

これら**障害種別**と**特別な場**での教育という**枠**以外にも、次のような**枠**があります。

- 盲・聾・養護学校、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校それぞれ単独に支援するという考え方の**枠**
- 教育機関・医療機関・福祉機関・労働機関それぞれの支援という**枠**
- や通常学級の指導は、学級担任一人でという考え方の**枠**

■ 概念の枠をはずす

ところが、最近、盲・聾・養護学校では、在籍する半数近い児童生徒が二つ以上の障害を併せもったり、障害が重い状態であったりするために重複障害学級に在籍するようになってきました。そのため、盲・聾・養護学校では**障害の重度・重複化**の対応が課題となってきました。

また、小・中学校では、今まで特別な支援の対象外であった**通常の学級に在籍しているLDやADHD、高機能自閉症等の児童生徒への適切な指導及び必要な支援**が課題となってきました。

これらのことから、今までの特殊教育の概念を考え直すことが必要となったのです。このような課題を解決するためには、**障害種別**や**特別な場**の指導ではなく障害のある幼児児童生徒の自立や、社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立つことが大切になります。

一人一人の教育的ニーズに応じて、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援をすることが「特別支援教育」です。

そのためには、様々な「**概念の枠をはずす**」ことが必要になります。特別な支援を必要とする子どもに係わる関係者や保護者一人一人が、今までの「特殊教育」や、障害に対する考え方などについて、様々な概念の枠をはずして適切な対応をしていくことが「特別支援教育」の第一歩となります。それが、「特別支援教育」の実現のために必要不可欠なことなのです。

(北教育事務所鹿角出張所 糸屋 賢)

2 特別支援教育は「連携する」ことです

■ 連携とは…

子どもも保護者も、教師も自分を理解してくれる人がいると安心することができ、力を発揮することができます。分からないことやできないことは、分かる人やできる人にお願ひしましょう。力を出し合い、みんなで取り組めば大きな力になるはずです。特別支援教育における「連携」では、保護者や学校、関係する機関や専門家の人たちが、互いの人的・物的な専門性を活用しながら、子どもの問題を解決するために協働的に取り組みましよう、ということです。

■ 小・中学校が「連携する」こと

特別支援教育では、子どもの心理的特性や行動特性などの障害特性を理解したうえで教育的支援について検討します。しかし、教員は必ずしも専門的な知識をもっているわけではないので、関係機関や専門家からの専門的なアドバイスを受けて、学校や教員のもっている教育的専門性をより効果的なものにすることが大切です。

学校から連絡を受けた関係者は、相談内容に応じて、適切な関係機関を紹介したり、協働的に支援したりするなどのネットワークを形成していますので、身近な関係機関に連絡してみましよう。各地域の教育関係機関（各教育事務所・出張所の担当指導主事、特殊教育学校の地域支援担当教員、地域センターの特別支援教育アドバイザーなど）が地域事情にも通じているので相談しやすいくことと思ひます。

■ 関係機関や専門家とは

対象となる子どもについて、専門領域に関する支援や情報提供を受けられる主な関係機関は次のとおりです。また、県では各関係機関の専門家集団による「専門家・支援チーム」を各地区に設置しています。

医療関係機関	県小児療育センター、専門病院、総合病院小児科
福祉関係機関	児童相談所、市福祉事務所、町村福祉課
労働関係機関	障害者職業センター、公共職業安定所
教育関係機関	各教育事務所・出張所、特別支援教育地域センター、特殊教育学校 県総合教育センター、県教育庁特別支援教育課

■ 連携のポイント

子どもの問題解決には、校外の関係機関と連携を図り、校内で具体的な支援を行うための校内体制を整えること（校内委員会）と、パイプ役（特別支援教育コーディネーター）を配置することが重要です。また、関係機関のそれぞれの役割を明記し、子どもを総合的に支援するための連携のツールが「個別の教育支援計画」ですので、その作成と活用をお勧めします。

学級担任が一人で抱えこまらずに、チームワークによる支援が特別支援教育の基本姿勢です。積極的に関係機関の窓口となる担当者と知り合い、「顔の見えるネットワーク」を作るよう心がけたいものです。
(北教育事務所山本出張所 小笠原英紀)

3 特別支援教育は「子ども一人一人の教育的ニーズ」の把握が大切です

クラスの中で他の子どもとトラブルを起こしやすい子どもがいた場合、クラスから離して人と会わないようにすれば、トラブルは起こりません。でも、それは一時的なもので、本当の解決にはなりません。では、解決のために何をしたらよいのでしょうか。

例えば、算数が苦手な子どものつまずきの原因は、「くり下がりがよく分からない」、「九九が覚えられない」、「文章題が読み取れない」、「字が下手なので筆算で間違いがち」など、子どもの数だけあるかもしれません。もちろん、「がんばればできる」、「努力しなさい」の一言で解決するわけではありません。

つまり、人間関係のトラブルや算数の学習にしても、解決のために、まずは原因を探ることが必要です。「なぜ、できないのか」、「どんなときに問題が起こるのか」を知ることから始めましょう。見方を変えれば、その子自身が「なぜ困っているのか」、「何に困っているのか」を知ることが第一歩です。その第一歩が「教育的ニーズ」の把握であり、子どもたちがかかえている「困り感」を知ることになります。

では、「教育的ニーズ」を知るには、どうすればよいのでしょうか。同じように見える問題でも、その原因は様々です。「人と関わりたいけれども、上手な関わり方が分からない子ども」もいれば、「人とあまり関わりたくないのに、周りの子どもが関わってくるのがいやな子ども」もいます。同じ診断名が付いていても、子どもによって特徴は様々です。つまり、診断名や障害名でその子どもを判断するのではなく、子ども自身を見つめ、その子どもの特徴を把握することが大切なのです。

そのためには、日常の行動観察、保護者や関係機関からの情報収集、専門的な検査等、多くの方法があります。個別式の知能検査や発達検査なども有効な手段の一つですが、その目的はあくまでも「特徴を知る」ことで、「能力を測る」ことではありません。また、専門家による観察も一つの方法ですが、少しの時間で全てが分かるわけではありませんし、その時の状態が全てでもありません。何よりも頼りになる方法は、子どもに接する時間が長い保護者からの情報と、担任の先生の観察を合わせていくことでしょう。その時に気を付けることは、できないことを探すより、今できていること、得意なことを探すこと、「何ならできるのか」、「どんなときならば、問題が起こらないのか」といったプラスの視点で観察することが、解決のための観察なのです。

時には、その子どもの問題行動によって、周りの人が困ることもあるかもしれません。不意に動いた拍子にぶつかってしまった子ども、奇声や立ち歩きで授業がなかなか進まなくなってしまう先生、その苦情を訴えられる保護者。

でも、一番困っているのは、その子ども自身なのです。本人が困っているからこそ（わざとじゃないけど）問題行動をとってしまう。そのことをまず第一に考え、子ども自身の「困り感」に寄り添うことが、「ニーズを把握する」ということなのです。

(中央教育事務所由利出張所 高橋 譲)

4 特別支援教育は「いじめや不登校などの解決」にも役立ちます

■ 不登校の要因、背景としては…

① 子どもの側

- ・自尊感情に乏しい、将来に対する夢や希望が希薄、耐性が弱く社会的に未成熟
- ・学校に行かなければならないという義務感や学校へ行かないことに対する心理的負担感が薄れている、等々

② 保護者の側

- ・都市化や核家族化、少子化、地域における人間関係の希薄化
- ・放任や過保護・過干渉、育児への不安やしつけへの自信喪失などの家庭の教育力低下
- ・保護者自身にゆとりがない、等々が考えられます。

■ 新たに指摘されている課題としては…

① LD、ADHD等の子どもについて、周囲との人間関係がうまく構築されない、学習のつまづきが克服できないという状況がもとで不登校に至る例は少なくない。

② 保護者による子どもの虐待は、近年深刻の度を増してきている。

■ そこで、不登校に対する基本的な考え方としては…

- ① 将来の社会的自立に向けた支援の視点
- ② 連携ネットワークによる支援
- ③ 将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割
- ④ 働きかけることや関わりを持つことの重要性
- ⑤ 保護者の役割と家庭への支援

以上の5つの事項が示されております。

(平成15年4月「今後の不登校への対応の在り方」～不登校問題に関する調査研究協力者会議～)

■ 対応として ～ 不登校の状況の的確な把握と学校全体の取り組みとして…

- i) 指導体制の確立、ii) 教育相談体制の充実、iii) 早期の状況把握と的確なアセスメント、iv) コーディネーターの位置付け等が必要となります。

このような基本的な考え方や対応は「いじめ」に対する考え方、対応の仕方でもあり、また、「特別支援教育」の視点や対応の仕方とまったく重なるものです。

つまり、特別支援教育を進めていくと、不登校やいじめなどの解消にも役立ちます。

しっかりと特別支援教育に取り組んでいる学校には、不登校やいじめは発生しません。

※ 参考資料：平成15年6月「生徒指導資料第1集」、平成16年6月「生徒指導資料第1集」
～国立教育政策研究所生徒指導研究センター～

(県教育庁特別支援教育課 鎌田 誠)

● 教育専門監“松井の眼”

子どもへの支援のポイント …… 子ども一人一人が輝くために、そして、誰もがクラスの主人公となるためには、次のような配慮や工夫が大切です。できることから始めましょう。

□ 学習環境を整える

- ☆ 落ち着いた学習の雰囲気をつくります。
- ☆ 机の上や身の回りの整理・整頓の仕方に配慮します。

□ 子どもに成就感をもたせる

- ☆ 子どものできるところから始めます。
- ☆ 小さなことでも認め、できたことは具体的にほめます。

□ 自信をもたせる

- ☆ 子どもの得意なことを認めてあげ、自信をもたせます。
- ☆ 得意な面を伸ばし、やればできるという気持ちをもたせます。

□ 見通しをもたせる

- ☆ 一日の予定を知らせたり、学習の手順・方法を一緒に考えたりします。
- ☆ 学習に具体的な目標をもたせます。

□ 自律性を高める

- ☆ 具体的な目安を示すなどして、自分で判断できるようにします。
- ☆ 係活動などをやり遂げることができるよう工夫します。

□ 支援や援助の仕方を工夫する

- ☆ 子どもにあった課題を取り上げます。
- ☆ 子どもが方法を具体的に理解できるようにします。
- ☆ ことばで説明しながら、実際にやって見せたり、絵や図などを使ったりする。
- ☆ 学習の手順を声に出して確認するように促します。

□ 担任がLD等のある子どもを理解するモデルになる

- ☆ 担任がLD等による困難点を理解し、適切な対応を示すことが、子ども同士で個性の違いを認め合う一歩となります。

● 資料

本県では、平成18年度、全ての小・中学校で特別支援教育に係る「校内委員会」を設置し、「特別支援教育コーディネーター」を指名し、特別な支援を必要とする全ての児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを目指しています。

この度、平成18年度小・中学校におけるLD、ADHD等の児童生徒への教育的支援に関する体制整備等の調査結果が次のようにまとまりました。

平成18年度 小・中学校におけるLD、ADHD等の児童生徒への教育的支援に関する体制整備の状況

	今回（18年度調査）			17年度調査
	実施 a	年度内実施 b	a + b	a + b
(1) 校内委員会の設置	96%	4%	100%	83%
(2) 特別支援教育コーディネーターの指名	91%	9%	100%	67%
(3) 「個別の指導計画」の作成	41%	29%	69%	37%
※対象児の「個別の指導計画」作成	69%	31%	100%	—

調査結果に示すように、【校内委員会の設置】と【特別支援教育コーディネーターの指名】は、県内すべての小・中学校（小287・中133、計420校）で年度内に実施する見込みです。

また、【「個別の指導計画」の作成】は、前年度37%から69%と数値が上がり、大幅な改善がみられました。

なお、平成18年3月に県教委が発行した「小・中学校等における特別支援教育校内支援体制ガイドライン（試案）」において、対象とする児童生徒の「個別の指導計画」の作成については、すべての小・中学校において年度内に作成される予定です。